

銚田市告示第 257 号

6 代目ほこたブランド大使募集要項を次のように定める。

令和 4 年 11 月 29 日

銚田市長 岸田 一夫

6 代目ほこたブランド大使募集要項

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が有する豊かな自然環境や豊富な農作物等の市の魅力を広く市内外に発信し、以て市の認知度向上並びにイメージアップ及び市の農業並びに観光の振興を図ることを目的とした活動を行う、6 代目ほこたブランド大使（以下「大使」という。）の募集について、ほこたブランド大使設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(募集人数)

第 2 条 大使の募集人数は、最大 3 名とする。

(任期)

第 3 条 大使の任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間とする。

(活動日)

第 4 条 大使の活動日は、年間 20 日程度の市の指定した日であり、平日及び土日祝日問わず、宿泊を伴う場合がある。

(謝礼金)

第 5 条 要綱第 8 条第 2 項で規定する謝礼金の額は、1 日 12,000 円、半日 6,000 円とする。但し、謝礼金には税及び交通費等を含む。

(副賞)

第 6 条 要綱第 9 条第 3 項で規定する副賞の内容は、50,000 円相当の商品券とする。但し、要綱第 9 条第 4 項に該当する場合は、この限りではない。

(応募方法)

第 7 条 大使に応募する者は、市所定の応募用紙に必要事項を記入の上写真 2 枚を添付し、提出期間内に市商工観光課まで郵送又は持参により提出するものとする。

2 前項に定める写真 2 枚とは、次の各号すべてに該当するものとする。

- (1) 提出日より 3 ヶ月以内に撮影したもの
- (2) 応募者の上半身及び全身が写ったもの各 1 枚
- (3) 無帽で正面を向いたもの
- (4) 概ね縦 127mm、横 89mm の大きさのもの

3 第 1 項に定める提出期間とは、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 1 月 17 日とする。

4 提出された応募用紙及び写真は返却しない。

(選考方法)

第 8 条 大使の選考は、書類審査及び面接審査により行うものとし、方法は別に定め

る。

2 前項の書類審査結果は、令和5年1月下旬頃通知する。

3 第1項に定める面接審査は、前項の書類審査の選考を通過した者を対象に行う。

(その他)

第9条 大使に採用された者は、マナーアップ研修会及び委嘱状交付式に参加しなければならない。

2 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和4年11月29日から施行する。

(告示の失効)

この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。